

# 入札説明書

鹿児島大学（桜ヶ丘）動物実験施設改修電気設備工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和3年8月19日

2 契約担当役等

国立大学法人鹿児島大学

契約担当事務局長 田頭吉一

3 工事概要

- (1) 工事名 鹿児島大学（桜ヶ丘）動物実験施設改修電気設備工事  
(2) 工事場所 鹿児島市桜ヶ丘八丁目35番1号（鹿児島大学構内）  
(3) 工事内容 本工事は、鹿児島大学桜ヶ丘団地の動物実験施設改修（鉄筋コンクリート造、地上6階、延面積4,233m<sup>2</sup>）に伴う電気設備工事を行うものである。  
(4) 工期 令和4年12月23日（金）  
(5) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。  
(6) 本工事は、競争参加申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札により行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（<https://portal.ebid02.mext.go.jp/top/>）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規定及び運用基準に基づき行う。電子入札システムにより難い者で、紙入札方式参加を希望する場合は、下記8（1）①までに、以下の点を留意して紙入札方式参加承諾願（別紙様式1）を下記7に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）にて提出しなければならない。  
① 当初より、紙入札方式参加を希望する場合は、下記7へ紙入札方式参加承諾願（別紙様式1）を提出し、契約担当役の承諾を得るものとする。  
② 電子入札システムによる手続に入った後に、紙入札方式への途中変更は原則認めない。ただし電子入札システムの不具合等により契約担当役が認めた場合を除く。  
③ 契約担当役の承諾結果については、競争参加資格の結果通知時（下記8（4））に行う。  
(7) 本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）を実施する工事である。

4 競争参加資格

- (1) 国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則第2条及び同第3条の規定に該当しない者であること。  
(2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより格付けした電気工事に係る令和3・4年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の等級）が、A又はB等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）  
(3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記4（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。  
(4) 下記6（3）に掲げる総合評価の評価項目に示す「施工計画（簡易型）」、「同種工事の施工実績」、「工事成績」、「同種工事の施工経験」の欠格に該当しないこと。  
(5) 平成18年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した3階以上かつ延べ面積（改修にあっては改修延べ面積）2,000m<sup>2</sup>以上の公共施設の新営又は全面的な改修に伴う電気設備工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。

- (6) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。  
① 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。  
・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者  
② 平成18年度以降に、元請けとして完成・引き渡しが完了した上記4（5）に掲げる工事を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。なお、従事期間については全体工期が1年未満の工事は工期の半分以上、全体工期が1年以上の工事は6ヶ月を必要従事期間とする。  
ただし、経常建設共同企業体にあっては、一者の監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。

- ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ④ 配置予定の監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- ⑤ 経常建設共同企業体の場合の上記4(6)②ただし書きの記述に該当する者についても、上記4(6)①に定める国家資格を有する監理技術者を配置できること。
- (7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知)に基づく指名停止措置(以下「指名停止措置」という。)を受けていないこと。
- (8) 上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者ないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
  - ① 資本関係
    - 次のいずれかに該当する二者の場合。
      - (イ) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
      - (ロ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合
  - ② 人的関係
    - 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。
      - (イ) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
        - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
          - (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
          - (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
          - (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
          - (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
        - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
        - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
      - 4) 組合の理事
      - 5) その他の業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
    - (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
    - (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
  - ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
    - 組合(共同企業体含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (10) 九州地区内に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
  - ① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時、請負契約を締結する事務所をいう。)を代表するもので役員以外の者をいう。
  - ② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。
    - (イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
    - (ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。
    - (ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。
  - (二) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
  - ③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質

的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

## 5 設計業務等の受託者等

(1) 上記4(8)の「上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

- ・株式会社教育施設研究所
- ・株式会社テクノ工営

(2) 上記4(8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③のいずれかに該当する者である。

### ① 資本関係

　設計業務等の受託者と建設業者の関係が以下のいずれかに該当する場合

- (イ) 子会社等と親会社等の関係にある場合
- (ロ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

### ② 人的関係

　設計業務等の受託者と建設業者の関係が以下のいずれかに該当する場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

### ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

　設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記5(2)①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

## 6 総合評価に関する事項

### (1) 落札者の決定方法

① 入札参加者は、「価格」及び「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の(イ)、(ロ)の要件に該当する者のうち、下記6(2)④によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(イ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(ロ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

② 上記6(1)①において評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

### (2) 総合評価の方法

① 「標準点」を100点、「加算点」は最高33点とする。

② 「標準点」は本工事において、「4 競争参加資格」を満たす者に100点を与える。

③ 「加算点」の算出方法は、下記6(3)①及び②の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。

④ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記6(2)③によって得られる

「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

### (3) 評価項目及び評価基準等

評価項目及び評価基準は以下のとおりとする。

項目	細目	評価基準	評価点数	
			配点	満点
① 企業の技術力	施工計画 安全管理に留意すべき事項	各提案（最大で5提案まで評価）の評価点を合計し、決定値とする加算方式で12点満点で評価を行う。	—	12
		全ての提案が不適切である。	欠格	
② 施工実績	同種工事の施工実績	国、特殊法人等及び地方公共団体が発注する工事の実績あり。	3	3
		その他の工事実績あり。	1	
		実績なし。	欠格	

企業の施工能力	工事成績	当該工事種別の令和元年度（平成31年度）以降に完成した工事成績の平均 ※工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績		5
		84点以上	5	
		81点以上84点未満	4	
		78点以上81点未満	3	
		75点以上78点未満	2	
		72点以上75点未満	1	
		72点未満（含実績無し）	0	
		各年度（過去2年度）の平均点が2年連続で65点未満	欠格	
		文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、過去2年以内に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある。	欠格	
		国、特殊法人等及び地方公共団体が発注する工事において、主任（監理）技術者又は現場代理人としての経験あり。	5	
配置予定技術者の能力	同種工事の施工経験	上記以外で主任（監理）技術者又は現場代理人としての経験あり。	3	5
		主任（監理）技術者又は現場代理人以外での経験あり。	1	
		経験無し。	欠格	
		同種工事の施工経験として挙げた工事について主任（監理）技術者又は現場代理人として従事した場合の工事成績（平成29年度以降に完成した工事に限る） ※工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績		
	工事成績	83点以上	5	5
		82点以上83点未満	4.5	
		81点以上82点未満	4	
		80点以上81点未満	3.5	
		79点以上80点未満	3	
		78点以上79点未満	2.5	
		77点以上78点未満	2	
		76点以上77点未満	1.5	
		75点以上76点未満	1	
		72点以上75点未満	0.5	
(2)		72点未満（含実績無し）	0	
		65点未満	欠格	
		九州・沖縄地区を区域に含む文部科学省から受けた指名停止又は鹿児島県を区域に含む営業停止の期間の長さと、同		

企業の信頼性・社会性	法令遵守(コンプライアンス)	事故及び不誠実な行為	期間終了後から当該工事の入札執行日までの長さが次の通りである。	0						
			<table border="1"> <tr><td>指名停止・営業停止期間</td><td>入札執行日までの日数</td></tr> <tr><td>2週間以上1ヶ月未満</td><td>左記期間終了後3ヶ月以内</td></tr> <tr><td>1ヶ月以上2ヶ月未満</td><td>左記期間終了後4ヶ月以内</td></tr> <tr><td>2ヶ月以上3ヶ月未満</td><td>左記期間終了後5ヶ月以内</td></tr> <tr><td>3ヶ月以上</td><td>左記期間終了後6ヶ月以内</td></tr> </table>		指名停止・営業停止期間	入札執行日までの日数	2週間以上1ヶ月未満	左記期間終了後3ヶ月以内	1ヶ月以上2ヶ月未満	左記期間終了後4ヶ月以内
指名停止・営業停止期間	入札執行日までの日数									
2週間以上1ヶ月未満	左記期間終了後3ヶ月以内									
1ヶ月以上2ヶ月未満	左記期間終了後4ヶ月以内									
2ヶ月以上3ヶ月未満	左記期間終了後5ヶ月以内									
3ヶ月以上	左記期間終了後6ヶ月以内									
		該当あり。		-2						
		該当なし。		0						
地域精通度	地理的条件(近隣地域での施工実績)	平成23年度以降に元請として、完成・引渡しが完了した本工事と同工種の工事を鹿児島県内で施工した実績がある。		2						
		平成23年度以降に元請として、完成・引渡しが完了した本工事と同工種の工事を鹿児島県内で施工した実績がない。		0						
ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況	(ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する以下のいずれかの認定の有無) ・女性の職業活動における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業（※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る）・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る） ・次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） ・青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定） ※外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。		1						
		認定あり。		1						
		認定なし。		0						
合 計			33点							

## 7 担当部局

〒890-8580 鹿児島県鹿児島市郡元一丁目21番24号  
 国立大学法人鹿児島大学施設部企画課総務係  
 電話 099-285-7217

## 8 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(2)の認定を受けているものについては、令和3・4年度の「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」の写しを提出すること。

上記4(2)の認定を受けてない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4(1)及び(3)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において上記4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて上記4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期間：令和3年8月19日（木）から令和3年9月9日（木）まで（土曜日、日曜日

及び祝日を除く。) の9時から17時まで。ただし、提出締切日については12時までとする。

- ② 提出先 : 上記7に同じ。  
③ 提出方法 : 申請書及び資料の提出は電子入札システムにより行う。ただし、契約担当役の承諾を得て紙入札とする場合は、上記7へ申請書、別紙様式1の紙入札方式参加承諾願及び下記8(4)時に通知するための書留郵便代(切手)を持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)するものとする。

(2) 申請書は、別紙様式2により作成すること。

(3) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

なお、下記8(3)②の同種工事の施工実績及び下記8(3)④の配置予定技術者の同種工事の施工経験については、平成18年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し引渡しが済んでいるものに限り記載すること。下記8(3)⑥の近隣地域での施工実績については、平成23年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

① 施工計画(簡易型)

上記6(3)表中に掲げる施工計画の技術的事項に対する所見を別紙様式3に記載すること。

② 同種工事の施工実績

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を別紙様式4に記載すること。記載する同種工事の施工実績の件数は1件でよい。

なお、上記6(3)表中の「特殊法人等」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)の第2条第1項により規定する法人をいう。

③ 工事成績

電気工事における令和元年度(平成31年度)に完成した工事成績の各年度の合計、工事成績を受けた工事の件数及び平均点を別紙様式5に記載すること。併せて、記載した工事成績評定通知書の写しを提出すること。なお、上記6(3)表中の「工事成績相互利用登録発注機関」とは、別表1に記載する機関をいう。

ただし、以下のいずれかに該当する者は、入札に参加できない。また、工事成績評定通知書の写しについて、令和元年度(平成31年度)以降に完成し、工事成績を受けた全ての電気工事の通知書の写しが提出されなかった場合、又は下記(ii)の工事の品質に係わる問題に関し申告を怠った場合には、落札の取消し、契約の解除又は指名停止措置を行うことがある。

(i) 上記6(3)表中「工事成績」において、2年連続で年度の平均点が65点未満である場合。

(ii) 経常建設共同企業体又はその構成員が(i)に該当している場合は、経常建設共同企業体を欠格として評価する。

(iii) 工事の品質に係わる重大な問題が発生した事例がある場合。

文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、過去2年以内に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に係わる重大な問題が発生した事例の有無について記載すること。また、判断できない事例がある場合は、その事例について具体的かつ簡潔に記載すること。

この場合、重大な問題の事例については、事実確認が可能な文書、写真及び新聞記事等の資料を収集し、有無の判断を行う。

なお、「重大な問題」とは、以下のア)～エ)に記載する事項である。

ア) 重大な人的被害を生じた事故がある場合。

イ) 重大な人的被害を生ずる蓋然性の高い物の事故が発生したことがある場合。

ウ) ア)又はイ)の事故を生ずる蓋然性の高い工事目的物の欠陥が発見された場合。

エ) 上記の他、安全性に係る不具合が、数ヶ月にわたり改善されず繰り返された場合。

なお、上記6(3)表中の「所管独立行政法人及び国立大学法人等」とは、別表2に記載する法人である。

④ 配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験及び工事成績

(i) 配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験

上記4(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別紙様式6に記載すること。記載する同種工事の経験の件数は1件でよい。

なお、申請時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできるが、その場合、各配置予定技術者とも競争参加資格の要件を満たすと共に、上記6(3)表中の「配置予定技術者の能力」に係る評価については、最も低い技術者の点数をもって評価するものとする

((ii) 工事成績を含む。))。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げ又は入札の辞退を行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置を行うことがある。

なお、上記6(3)表中の「特殊法人等」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)の第2条第1項により規定する法人をいう。

(ii) 工事成績

配置予定技術者の同種工事の施工経験として挙げた工事のうち、平成29年度以降に完成した工事成績を記載すること（主任（監理）技術者又は現場代理人として従事したもの及び従事期間については全体工期が1年未満の工事は工期の半分以上、全体工期が1年以上の工事は6ヶ月を必要従事期間とし、評価する。）。併せて、記載した工事成績評定通知書の写しを提出すること。

なお、完成年度が平成29年度以降ではない場合又は工事成績相互利用登録発注機関による工事でない場合は、「無」を選択すること。

ただし、以下に該当する者は、入札に参加できない。また、工事成績評定通知書の写しについて、通知を受けているにもかかわらず、通知書が提出されなかった場合には、落札の取消し、契約の解除又は指名停止措置を行うことがある。

・上記6（3）表中「工事成績」において、点数が65点未満である場合。

（iii） 経常建設共同企業体の技術者の配置について

資料について、経常建設共同企業体での参加の場合は、各構成員ごとに配置予定の技術者を記入すること。なお、同種工事の経験については一者の主任技術者又は監理技術者について記載し、他の構成員の配置予定の技術者については、工事経験を問わないものとする。

⑤ 事故及び不誠実な行為

全国又は九州・沖縄地区において、文部科学省から指名停止措置を受けたもの及び鹿児島県を区域に含む営業停止を受けたもので、本工事の開札の日を基準として、指名停止措置の期間終了後6ヶ月以内（令和3年4月27日以降に終了）のものを別紙様式7に全て記載すること。また、通知書の写しを全て添付すること。

なお、経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員について記載すること。

⑥ 近隣地域での施工実績（近隣地域での施工実績）

平成23年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した電気工事において、鹿児島県内で施工した実績（②及び④と同一工事でも構わない。）のうち代表的なものを1件、別紙様式8に記載すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

⑦ ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況

ワーク・ライフ・バランス等の取組に関して、下記（i）から（iii）のいずれかの認定の有無を別紙様式9に記載すること。また、このことを証明できる資料を添付すること。

（i） 女性の職業活動における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業（※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る）・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る）

（ii） 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

（iii） 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）  
※外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。

⑧ 契約書等の写し

上記8（3）①の同種工事の施工実績、上記8（3）③の配置予定技術者の同種工事の施工経験及び上記8（3）⑥の近隣地域での施工実績として記載した工事に係る契約書等（契約書及び記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料）の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（C O R I N S）」に竣工登録されている場合は、C O R I N Sの写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。  
また、別紙様式6で記載した資格に係る免許書等の写し及び上記4（6）④が確認できる資料（健康保険被保険者証等の写し。）を提出すること。

（4） 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和3年10月6日（水）までに電子入札システム（契約担当役により電子入札から紙入札への変更が認められた者は書面）により通知する。

（5） その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 契約担当役は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記7に同じ

## 9 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（1） 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当役に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に掲げるところに従い書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

① 提出期限： 令和3年10月14日（木）15時

② 提出先： 上記7に同じ。

③ 提出方法： 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）することにより提出するものとし、電送（ファクシミリ）による提出は認めない。

（2） 契約担当役は、説明を求められたときは、令和3年10月21日（木）までに説明を求める者

に対し書面により回答する。

#### 10 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に掲げるところに従い書面（様式は自由）により提出すること。

① 提出期間：令和3年8月19日（木）から令和3年10月14日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の9時から15時まで。ただし、提出締切日については10時までとする。

② 提出先：上記7に同じ

③ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）することにより提出するものとし、電送（ファクシミリ）による提出は認めない。

(2) (1) の質問に対する回答書は次のとおり閲覧に供する。

① 期間：令和3年10月20日（水）から令和3年10月25日（月）まで。

② 場所：鹿児島大学ホームページ (<http://www.kagoshima-u.ac.jp/about/choutatsu2.html>) に掲載する。

#### 11 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札日時：令和3年10月25日（月） 9時から15時まで（紙入札の場合は、正午から13時00分を除く。）

(2) 入札場所：〒890-8580 鹿児島県鹿児島市郡元一丁目21番24号  
国立大学法人鹿児島大学事務局4階施設部企画課総務係

(3) 開札日時：令和3年10月26日（火） 13時30分

(4) 開札場所：〒890-8580 鹿児島県鹿児島市郡元一丁目21番24号

国立大学法人鹿児島大学事務局4階第三会議室

(5) その他：契約担当役により電子入札から紙入札への変更が認められた者は、上記場所で開札に立ち会うこと。なお、立ち会いの際には、契約担当役により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

#### 12 入札方法等

(1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、契約担当役により電子入札から紙入札への変更が認められた者は、持参すること。郵送又は電送（ファクシミリ）による入札は認めない。（詳細については、上記3（6）③の紙入札結果通知時に連絡を行う。）

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

#### 13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 納付。（金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業者をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。）なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とする。

#### 14 工事費内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

(2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等の細目までを明らかにすること（別表3参照）。また、工事費内訳書には、住所、名称又は商号及び代表者の氏名並びに工事名を記載するとともに、押印すること。ただし、電子入札システムで提出する場合は、押印する必要はない。

(3) 提出された工事費内訳書について、契約担当役（その補助者を含む。）が説明を求めることがある。また、工事費内訳書が別表3各項に該当する場合については、競争加入者心得第29第12号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。

入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合、低入札価格調査を行う場合又は当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

(4) 契約担当役により電子入札から紙入札への変更が認められて、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。（詳細については、上記3（6）③の紙入札結果通知時に連絡を行う。）

(5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

15 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

16 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約担当役により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

17 落札者の決定方法

(1) 国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則第18条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高の評価値をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最高の評価値をもって有効な入札を行った者を落札者とすることがある。

(2) 落札者となるべき者の入札価格が国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則第22条第2項第2号に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る場合は、同条第3項の調査（低入札価格調査）を行うものとする。

なお、最低基準価格の詳細については別紙「最低基準価格を下回った場合の取扱いについて」の1を参照すること。

18 最低基準価格を下回った場合の措置

最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。また、この調査期間中に履行不可能の申し出があった場合は、原則、指名停止措置を行うものとする。

19 配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、C O R I N S 等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、上記4（6）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

20 契約書作成の要否

別紙契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

21 支払条件

請負代金は、請求に基づき3回以内に支払うものとする。

22 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約を締結するものとする。

23 再苦情申立て

契約担当役からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記9（2）の回答を受けた日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により契約担当役に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

- ① 提出期間：令和3年10月21日（木）から令和3年11月1日（月）まで。持参する場合は、上記期間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の9時から15時まで。
- ② 提出場所及び再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先は、上記7に同じ。

24 関連情報を入手するための照会窓口

上記7に同じ。

25 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別紙契約書（案）を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置を行うものとする。
- (5) 本工事に経常建設共同企業体として申請を行った場合は、構成する者は、単体有資格者として申請を行うことができない。
- (6) 第1回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分以内には、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超える場合は、発注者から連絡する。
- (7) 落札となるべき同じ評価値入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時については、発注者から連絡する。
- (8) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (9) 本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下「参考数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。参考数量書は、見積を行うために必要な図面及び仕様書の交付と同時に公開し、その提供方法は入札説明書の交付と同様とする。
- この参考数量書に対する質問がある場合においては、次により提出するものとする。なお、入札説明書等に対する質問書と参考数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。
- また、参考数量書に対する質問において、参考数量の差異等に関わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。
- ① 提出期間：令和3年10月6日（水）から令和3年10月14日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の9時から15時まで。ただし、提出締切日については10時までとする。
- ② 提出先：上記7に同じ
- ③ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）することにより提出するものとし、電送（ファクシミリ）による提出は認めない。
- ④ 回答方法：令和3年10月20日（水）から令和3年10月25日（月）まで。  
鹿児島大学ホームページ（<http://www.kagoshima-u.ac.jp/about/choutatsu2.html>）に掲載する。
- (10) 入札説明書を入手した者は、これを本手続き以外の目的で使用してはならない。
- (11) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記とする。
- ① システムの操作・接続確認等の問い合わせ先  
文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話：050-5546-8368
- ② I Cカードの不具合発生の問い合わせ先  
取得しているI Cカードの認証機関  
ただし、申請書、応札等の締め切り時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は上記7に連絡すること。

## 工事成績相互利用登録機関（令和3年3月8日現在）

中央官庁	発注機関・部署等
衆議院	衆議院庶務部営繕課及び電気施設課
参議院	参議院事務局管理部営繕課、電気施設課
最高裁判所	最高裁判所及び各高等裁判所
国立国会図書館	国立国会図書館総務部会計課及び国立国会図書館関西館総務課
内閣府 (内閣官房)	内閣府大臣官房会計課 内閣総務官室(会計担当) 沖縄総合事務局開発建設部営繕課
警察庁	警察庁長官官房会計課 警察大学校、科学警察研究所、皇宮警察本部、各管区警察局、各管区警察学校、北海道警察情報通信部及び東京都警察情報通信部 警視庁及び各道府県警察本部の発注に係る工事のうち支出負担行為担当官が発注するもの
法務省	法務省大臣官房施設課及び各法務局、検察庁、行刑施設、少年施設、鑑別所、観察所、出入国在留管理局（旧入国管理局を含む。）、公安調査局
外務省	大臣官房会計課
財務省	財務本省、国税庁及び地方支分部局の発注に係る工事
文部科学省	文部科学省等 国立大学法人等
厚生労働省	厚生労働省
農林水産省	農林水産省大臣官房経理課（～H27.9.30） 〃 〃 予算課（H27.10.1～）
国土交通省	大臣官房官庁営繕部、地方整備局（営繕部及び営繕事務所）及び北海道開発局営繕部 航空局空港技術課（旧空港安全・保安対策課、旧技術企画課、旧建設課を含む。）、地方航空局空港部建築室（旧土木建築課を含む。）及び機械課並びに航空交通管制部施設運用管理官（旧施設課を含み、旧航空灯火・電気技術室を除く。）
環境省	自然環境局、各国民公園等管理事務所、各地方環境事務所、各都道府県の自然公園等事業担当部（局）（環境省から施行委任したものに限る）
防衛省	北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄各防衛局（旧防衛施設局を含む。）及び帯広、東海、熊本各防衛支局（旧防衛施設支局を含む。） 本省内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、防衛装備庁

**別表2**

## 「所管独立行政法人及び国立大学法人等」について

各国立大学法人	独立行政法人 国立高等専門学校機構 (各高等専門学校)
大学共同利用機関法人	独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所
人間文化研究機構	独立行政法人 大学入試センター
自然科学研究機構	国立研究開発法人 物質・材料研究機構
高エネルギー加速器研究機構	国立研究開発法人 防災科学技術研究所
情報・システム研究機構	国立研究開発法人 放射線医学総合研究所
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	独立行政法人 教職員支援機構
独立行政法人 国立青少年教育振興機構	独立行政法人 日本学術振興会
独立行政法人 国立女性教育会館	独立行政法人 理化学研究所
独立行政法人 国立科学博物館	独立行政法人 海洋研究開発機構
独立行政法人 国立美術館	独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構
独立行政法人 国立文化財機構	公立学校共済組合
国立研究開発法人 科学技術振興機構	日本私立学校振興・共済事業団
国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構	文部科学省共済組合
独立行政法人 日本スポーツ振興センター	放送大学学園
独立行政法人 日本芸術文化振興会	
独立行政法人 日本学生支援機構	

※上記は現行の法人ですが、統合及び名称変更等以前の法人が発注した工事の実績についても含みます。

別表 3

## 工事費内訳書の確認事項

1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		

(記載例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

国立大学法人鹿児島大学  
契約担当役〇〇　〇〇〇〇〇 殿

住所  
商号又は名称  
代表者 氏名

印

### 工事費内訳明細書

工事名 : 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事

契約年月日 年 月 日

着工日 年 月 日

完成期限 年 月 日

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
直接工事費						
I. 〇〇〇〇		1	式		0	
II. △△△△		1	式		0	
計					0	
共通費						
I. 共通仮設費		1	式		0	
II. 現場管理費		1	式		0	
III. 一般管理費等		1	式		0	
計					0	
合計(工事価格)					0	
消費税等相当額					0	
総合計(工事費)					0	

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額

円)

(科目別内訳)

(中科目別内訳)

## (細目別内訳)

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
I. ○○○○						
1. ●●●●						
(1)◎◎◎◎						
....	....	0	個	0	0	
....	....	0	個	0	0	
....	....	0	個	0	0	
計					0	
(2)◎◎◎◎						
....	....	0	個	0	0	
....	....	0	個	0	0	
計					0	
2. ▲▲▲▲					0	
(1)▽▽▽▽▽					0	
....	....	0	個	0	0	
....	....	0	個	0	0	
計					0	
(2)▽▽▽▽▽						
....	....	0	個	0	0	
計					0	
§						

## 紙入札方式参加承諾願

令和　年　月　日

国立大学法人鹿児島大学  
契約担当役事務局長 田頭吉一 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

令和 3 年 8 月 19 日付けで公告のありました「鹿児島大学（桜ヶ丘）動物実験施設改修電気設備工事」について、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては下記の理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、今回は紙入札方式での参加を承諾願います。

電子入札システムでの参加ができない理由（必須）

## 競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

国立大学法人鹿児島大学  
契約担当役事務局長 田頭吉一 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

令和3年8月19日付けで公告のありました「鹿児島大学（桜ヶ丘）動物実験施設改修電気設備工事」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、以下の1から6について誓約します。

1. 国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
2. 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再認定を受けた者を除く。）でないこと。
3. 入札説明書に記載する本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
4. 資本関係又は人的関係がある者が当該入札に参加しようとしていないこと。
5. 落札した場合、書面に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
6. 申請書等提出書類の内容については事実と相違ないこと。

## 記

1. 入札説明書記8(3)に定める内容を記載した書面（別紙様式3～9）
2. 上記を証明する契約書又はC O R I N S、施工図面、資格者証、通知書等の写し

## 施工計画（簡易型）

(鹿児島大学（桜ヶ丘）動物実験施設改修電気設備工事)

会社名 : \_\_\_\_\_

評価項目	安全管理に留意すべき事項
<b>【目的】</b>	
本工事は、大学病院や医学部・歯学部がある桜ヶ丘団地の中心部に位置する地上 6 階建て延べ面積 4, 233 m <sup>2</sup> の動物実験施設の改修電気設備工事である。	
本工事建物がある桜ヶ丘キャンパスは病院及び教育研究施設で、診療・教育・研究活動を継続的に行う必要があるため、施工に伴うライフライン（停電・情報遮断等）への事故が無いよう十分な配慮が必要である。	
<b>【提案内容】</b>	
工事概要図面等（公共建築工事標準仕様書等を含む）を標準案として、既存ライフラインへの接続、受変電設備及び中央監視制御装置の総合試験調整時における安全対策に関する技術的提案を求める。	
提案 1 (着目点) 提案 2 (着目点) 提案 3 (着目点) 提案 4 (着目点) 提案 5 (着目点)	

注 1 本評価項目については、A 4 版 1 ページで簡潔に記述すること。

注 2 必要に応じて説明図を添付することができる。説明図は A 4 版 1 ページ以内とし、ページ番号を付すとともに、工事名、評価項目名及び会社名を表題のみに明記すること。本文（説明図を含む）については社名等の提案者を特定できるもの及び氏名等の個人が判断できるものを記載しないこと。

注 3 本評価項目については、全者が提案すること。

注 4 提案内容は具体的なものとし、抽象的な提案は評価しない。

注 5 評価項目に対する全提案項目数は、上記の事項を評価項目内（様式内）で最大 5 項目までとし、記載の順に提案 1 から提案 5 までの通し番号を付記し、項目の枝番による提案を行わないこと。評価対象は提案 1 から提案 5 の提案項目までとし、評価方法については各提案の評価点を合計し、決定値とする加算方式にて評価する。なお 5 提案を超えた提案項目は評価対象とせず、枝番による提案を行った場合は、注 6 に該当し、評価対象外とする。ただし、超過した提案項目及び枝番による提案（採用されなかったものを除く。）についても履行義務は負うものとする。

注 6 1 つの提案項目は 1 つの着目対象（○○対策、等）に限って設定すること。複数の着目対象に対する提案項目を記載した場合には、当該提案項目を評価対象としない。ただし、当該提案項目（採用されなかったものを除く。）についても履行義務は負うものとする。

注 7 施工計画の提出については、Word 及び pdf の両形式で提出すること。

## 同種工事の施工実績

会社名:

同種工事の判断基準		平成18年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した3階以上かつ延べ面積（改修にあっては改修延べ面積）2,000m <sup>2</sup> 以上の公共施設の新営又は全面的な改修に伴う電気設備工事を施工した実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）の中から代表的なものを1件記載する。 ※CORINS登録の有の場合は、CORINSと工事内容が確認できる平面図等、無の場合は、契約書と工事内容が確認できる平面図等の写しを提出すること。
工事 名称 等	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	(都道府県名・市町村名)
	契約金額	円
	工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	受注形態	単体 / 共同企業体 (出資比率 %)
工事 概要	建物用途	
	構造・階数	
	建物規模	延べ床面積 m <sup>2</sup> (改修延べ面積 m <sup>2</sup> )
	工事内容	
CORINS登録の有無		有 (CORINS登録番号) • 無

## 工事成績

会社名 :

## 1. 工事成績の平均点

以下の様式に従い、電気工事で令和元年度（平成 31 年度）以降に完成した工事成績評定の平均点を算出する。

発注機関 工事成績相互利用登録発注機関	令和元年度 (平成 31 年度)	令和 2 年度	当該年度
a : 各年度の工事件数	a1 =	a2 =	a3 =
b : 各年度の工事成績の合計点数	b1 =	b2 =	b3 =
x : 各年度の平均点 $x = b/a$	x1 =	x2 =	x3 =
y : 令和元年度（平成 31 年度） 以降の平均点 $y = (b1 + b2 + b3) / (a1 + a2 + a3)$		y =	

注 1 工事成績相互利用登録発注機関とは、入札説明書の別表 1 に記載する機関をいう。

注 2 工事成績相互利用登録発注機関発注工事の実績がない場合はその旨を記入の上、提出すること。

注 3 各年度の平均点及び令和元年度（平成 31 年度）以降の平均点の算出にあたっては、小数点以下第 2 位を四捨五入すること。

注 4 工事成績評定通知書の写しを年度毎に整理して添付すること。

注 5 任意の様式で年度ごとに成績評定の一覧を作成し、添付すること。

## 【一覧表の作成例】

令和〇〇年度

	発注機関	工事名	評定点	工期	検査日
1	〇〇大学	〇〇大学〇〇〇工事		～	
2	九州地方整備局	△△△△△△△工事		～	
合計点数		〇〇〇点	平均点	〇〇.〇点	

## 2. 工事の品質に関する重大な問題の有無

以下の様式に従い、文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に、過去2年以内に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関する重大な問題が発生した事例の有無を記載すること。また、判断できない事例がある場合は、有・無欄は選択せず、その事例について具体的かつ簡潔に記載すること。

重大な問題が発生した事例	有	・	無
--------------	---	---	---

### ○事例

工事名	
発注機関名	
完成年月日	令和 年 月 日
引渡年月日	令和 年 月 日
具体的な内容	発生時期、発生場所、内容、原因、対応状況等を記載すること。

注1 「重大な問題」とは、以下のア)～エ)に記載する事項である。

ア) 重大な人的被害を生じた事故がある場合

イ) 重大な人的被害を生ずる蓋然性の高い物的事故が発生したことがある場合

ウ) ア)又はイ)の事故を生ずる蓋然性の高い工事目的物の欠陥が発見された場合

エ) 上記の他、安全性に係る不具合が数カ月にわたり改善されず繰り返された場合

注2 所管独立行政法人及び国立大学法人等とは、入札説明書の別表2に記載する機関をいう。

## 配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験及び工事成績

会社名 :

従事役職・氏名	監理技術者 ○○ ○○	
法令による資格・免許	(例) 1級電気工事施工管理技士(取得年及び登録番号) 監理技術者資格／講習(取得年及び修了証番号) ※資格証等の写し、配置技術者との直接的かつ恒常的な雇用関係を証明するための資料(健康保険被保険者証の写し)を添付すること。	
同種工事の判断基準	平成18年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した3階以上かつ延べ面積(改修にあっては改修延べ面積)2,000m <sup>2</sup> 以上の公共施設の新営又は全面的な改修に伴う電気設備工事を施工した経験(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上のものに限る。)の中から代表的なものを1件記載する。 ※CORINS登録の有の場合は、CORINSと工事内容が確認できる平面図等、無の場合は、契約書及び配置技術者名が確認できる書類と工事内容が確認できる平面図等の写しを提出すること。	
工事経験の概要	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	(都道府県名・市町村名)
	契約金額	円
	工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	受注形態	単体 / 共同企業体(出資比率 %)
	従事役職	現場代理人 / 監理技術者 / 主任技術者
	建物用途	
	構造・階数	
	建物規模	延べ床面積 m <sup>2</sup> (改修延べ面積 m <sup>2</sup> )
	工事内容	
	CORINSへの登録	有(CORINS登録番号) / 無
工事成績	有(点) / 無	
工事申請の時従事における状況等他	工事名	※従事中の工事がない場合、「無し」と記載する
	発注機関名	
	工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	従事役職	現場代理人/監理技術者/主任技術者/担当技術者
	本工事と重複する場合の対応措置	例) 本工事に着手する前の○月○日から後片付け開始予定のため本工事に従事可能。

## 事故及び不誠実な行為

会社名 : \_\_\_\_\_

## 1. 営業停止

鹿児島県を区域に含む営業停止措置のうち、令和 3 年 4 月 27 日以降に期間が終了したもの全て記載すること。

措置を行った機関	営業停止の期間
(記載例) 国土交通省九州地方整備局	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 ( ヶ月)

## 2. 指名停止

九州・沖縄地区を区域に含む文部科学省から受けた指名停止措置のうち、令和 3 年 4 月 27 日以降に期間が終了したもの全て記載すること。

指名停止の期間
令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 ( ヶ月)

注 1 営業停止及び指名停止の通知の写しを添付すること。

注 2 営業停止又は指名停止を受けていない場合は、その旨を記入の上、提出すること。

## 近隣地域での施工実績

会社名 :

同種工事の判断基準		平成 23 年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した電気工事において鹿児島県内で施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20 % 以上の場合のものに限る。）の中から代表的なものを 1 件記載する。	
工 事 名 称 等	工 事 名		
	発注機関名		
	施 工 場 所		
	契 約 金 額	円	
	工 期	令和 年 月 日	～ 令和 年 月 日
	受 注 形 態	単体 ／ 共同企業体 (出資比率 %)	
工事概要			
CORINS 登録の有無		有 (CORINS 登録番号 ) • 無	

注 1 建物用途、構造、規模等は問わない。鹿児島県内の施工実績がない場合は、その旨を記入の上、提出すること。

## ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況

会社名 : \_\_\_\_\_

ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況について、認定の有無を記載すること。

女性の職業活動における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業（※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る）・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る）	有 · 無
次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）	有 · 無
青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）	有 · 無
※外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。	有 · 無

注1 認定通知書等、認定を受けていることを証明できる資料を添付すること。

最低基準価格を下回った場合の取扱いについて

1 国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則第22条第2項第2号に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る価格で入札を行った者に対し、同条第3項の調査（低入札価格調査）を実施する。

ここで、最低基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.63を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則第22条第3項の規定に基づき調査を実施する。

3 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事附近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 経営内容
- (11) (1)から(10)までの事情聴取した結果についての調査確認
- (12) (9)の公共工事の成績状況
- (13) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）
- (14) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
- (15) その他必要な事項